

第5章 3G チップ等

第1節 3G チップ等

(3G チップ等)

第29条 当社は、契約者(3G チップ(e)を選択した契約者を除きます。)へ3G チップを貸与します。この場合において、貸与する3G チップは、1の契約につき1とし、当社のサービスの種類等に基づき、当社が定めるものとしします。

ただし、当社が別に定める3G チップは、2以上の契約につき1とする場合があります。

2 契約者(3G チップ(e)を選択した契約者に限ります。)の契約者回線に接続する端末設備を特定するために当社が使用する3G チップ(e)は、1の契約につき1とし、端末設備の種類等に基づき、当社が定めるものとしします。

(契約者識別番号の登録等)

第30条 当社は、次のいずれかに該当する場合には、3G チップ又は3G チップ(e) (以下「3G チップ等」といいます。)について、契約者識別番号その他の情報の登録、変更又は消去(以下「契約者識別番号の登録等」といいます。)を行います。

- (1) 3G チップを貸与するとき。
- (2) 契約者回線に係る所定の手続きを行ったとき。
- (3) その他契約者から契約者識別番号の登録等を要する請求があったとき。

2 当社は、前項の規定によるほか、第10条(契約者識別番号)第3項の規定、第26条、第26条の3、第26条の5又は第26条の7(その他の提供条件)において準用する契約者識別番号の規定又は第64条(修理又は復旧)第3項の規定により契約者識別番号を変更する場合は契約者識別番号の登録等を行います。

(3G チップの変更)

第31条 当社は、契約者の選択によりサービスの種類等を変更したときは、当社が貸与する3G チップを変更することがあります。

2 当社は、技術上及び業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、当社が貸与する3G チップを変更することがあります。この場合は、あらかじめそのことを契約者に通知します。

3 前2項のほか、特定契約サービス(4G)契約者については、4G 通信サービス契約約款若しくは5G 通信サービス契約約款に規定するサービスの種類等を変更したときは、当社が貸与する3G チップを変更する場合があります。

(3G チップ(e)等に登録した情報の変更)

第31条の2 当社は、技術上及び業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、3G チップ(e)又は3G チップ(当社が別に定めるものに限ります。以下この条及び次条において同じとしします。)に登録した情報を変更することがあります。この場合は、あらかじめそのことを契約者に通知します。

(3G チップ(e)等に登録した情報の消去)

第31条の3 次のいずれかに該当する場合、当社は、3G チップ(e)又は3G チップに登録した情報を消去します。

- (1) その3G 通信サービスに係る契約を解除し又は解除されたとき。
- (2) その他3G チップ(e)又は3G チップを利用しなくなったとき。
- (3) 当社が別に定めるサービスの種類の変更を行ったとき。

(4) 技術上及び業務の遂行上やむを得ない理由があるとき。

(3G チップの返還)

第 32 条 3G チップ（当社が別に定めるものを除きます。）の貸与を受けている契約者は、次のいずれかに該当する場合には、第 29 条（3G チップの貸与）の規定に基づいて貸与している 3G チップを速やかに当社が指定するサービス取扱所に返還していただきます。

- (1) その 3G 通信サービスに係る契約を解除し又は解除されたとき。
- (2) その他 3G チップを利用しなくなったとき。
- (3) 当社が別に定めるサービスの種類の変更を行ったとき。
- (4) 技術上及び業務の遂行上やむを得ない理由があるとき。

第 2 節 自営端末設備の接続等

(自営端末設備の接続)

第 33 条 契約者は、その契約者回線に、又はその契約者回線に接続されている電気通信回線設備を介して自営端末設備（移動無線装置にあつては、当社が無線局の免許を受けることができるもの及び 3G 通信サービスの契約者回線に接続することができるものに限ります。）を接続するときは、サービス取扱所にその接続の請求をしていただきます。この場合において、事業法第 53 条第 1 項に規定する技術基準適合認定を受けた端末機器、別記 4 に規定する技術基準及び技術的条件に適合することについて指定認定機関（事業法施行規則第 32 条第 1 項第 5 号の規定に基づき総務大臣が指定するものをいいます。）の認定を受けた端末機器以外の自営端末設備を接続するときは、当社所定の書面により請求をしていただきます。

2 当社は、前項の請求があつたときは、次のいずれかに該当する場合を除き、その請求を承諾します。

- (1) その自営端末設備が、無線設備規則に適合しないとき。
- (2) その接続が別記 4 に規定する技術基準及び技術的条件に適合しないとき。
- (3) その接続が事業法施行規則第 31 条に規定する場合に該当するとき。

3 当社は、前項の請求の承諾に当たっては、次のいずれかに該当する場合を除き、その接続が前項第 1 号の技術基準及び技術的条件に適合するかどうかの検査を行います。

- (1) 事業法第 53 条第 1 項に規定する技術基準適合認定を受けた端末機器を接続するとき。
- (2) 事業法施行規則第 32 条第 1 項に規定する場合に該当するとき。

4 前項の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。

5 前 4 項の規定によるほか、当社は、契約者から当社が別に定める方法により外国の無線局（電波法（昭和 25 年法律第 131 号）第 103 条の 5 に規定するものをいいます。以下同じとします。）の自営端末設備の接続の請求があつたときは、その自営端末設備が電波法第 103 条の 5 第 1 項に規定する総務大臣の許可を受けたもの（以下「技術基準相当基準」といいます。）に該当することを当社が確認できない場合を除き、その請求を承諾します。

6 契約者が、その自営端末設備を変更したときについても前各項の規定に準じて取り扱います。

7 契約者は、その契約者回線への自営端末設備の接続を取りやめたときは、そのことをサービス取扱所に通知していただきます。

(自営端末設備に異常がある場合等の検査)

第 34 条 当社は、契約者回線に接続されている自営端末設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合において必要があるときは、契約者に、その自営端末設備の接続が別記 4 に規定する技術基準及び技術的条件又は技術基準相当基準に適合するかの検査を受けることを求めることがあります。

この場合、契約者は、正当な理由がある場合その他事業法施行規則第 32 条第 2 項で規定する場合を除き、検査を受けることを承諾していただきます。

- 2 前項の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。
- 3 第 1 項の検査を行った結果、自営端末設備が端末設備等規則に適合していると認められないときは、契約者は、その自営端末設備の契約者回線への接続を取りやめていただきます。

(自営端末設備の電波発射の停止命令があった場合の取扱い)

第 35 条 契約者は、その契約者回線に接続されている自営端末設備（移動無線装置に限ります。以下この条及び次条において同じとします。）について、電波法第 72 条第 1 項の規定に基づき、当社が、総務大臣から臨時に電波発射の停止を命ぜられたときは、その自営端末設備の使用を停止して、無線設備規則に適合するよう修理等を行っていただきます。

- 2 当社は、前項の修理等が完了したときは、その自営端末設備について電波法の規定に基づく検査等を受けるものとし、契約者は、正当な理由がある場合を除き、そのことを承諾していただきます。
- 3 前項の検査等の結果、自営端末設備が無線設備規則に適合していると認められないときは、契約者は、その自営端末設備の契約者回線への接続を取りやめていただきます。

(自営端末設備の電波法に基づく検査)

第 36 条 前条に規定する検査のほか、自営端末設備の電波法の規定に基づく検査を受ける場合の取扱いについては、前条第 2 項及び第 3 項の規定に準ずるものとします。